第九十九条第四項	指定通所介護事業者	第九十七条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準第九十五条第一項から第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の

2　前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第百十二条第一項第三号及び第七項並びに第百十四条第四項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項第三号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第一号通所事業
第百十二条第七項	基準該当通所介護の事業	第一項第三号に規定する第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第六項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の
第百十四条第四項	基準該当通所介護の事業	第百十二条第一項第三号に規定する第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準第百八条第一項から第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の

第六条　整備法附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第五条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「新介護予防サービス等基準」という。）第二百六十条第二項の適用については、同項中「指定事業者（」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。」とする。

2　新介護予防サービス等基準第二百六十条第二項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）」と、「、指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「、指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

○厚生労働省令第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第三十条第二項及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十四条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月十六日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第九十四条の二の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「以下同じ。）が」を「第百二十五条の二第一号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第百二十五条の二第一号において同じ。）が」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の下に「第百二十五条の二第一号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第百二十五条の二第一号において同じ。）を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項」の下に「又は第百七十一条第一項」を加え、「以下同じ。）を基準該当生活介護事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅